



2019年5月20日

各 位

会社名 株式会社テンポイノベーション
代表者名 代表取締役社長 原 康雄
(コード番号：3484 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 志村 洋平
経営管理部管掌
(TEL 03-6274-8733)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月11日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」の通り2019年6月17日開催予定の第13期定時株主総会において承認されることを条件として「監査等委員会設置会社」への移行を決議しております。これに伴い、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会にかかる規定の新設、ならびに監査役および監査役会にかかる規定の削除等、所要の変更を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 上記のほか、文言の軽微な修正、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月17日
定款変更の効力発生日	2019年6月17日

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 第18条 (取締役の員数) 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第19条 (取締役の選任の方法) 取締役は、株主総会の決議において選任する。 2～3 (条文省略) (新設)	第19条 (取締役の選任の方法) 取締役は、株主総会の決議において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2～3 (現行どおり) <u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	第20条 (取締役の任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等</u>

<p>第 21 条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>第 26 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 28 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2 当社は取締役 (業務執行取締役等である</p>	<p><u>委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p>第 21 条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2 当社は取締役 (業務執行取締役等である</p>
---	---

<p>ものを除く。)との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>ものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>第 30 条 (監査役の員数)</u> 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>第 31 条 (監査役の選任の方法)</u> 監査役は、株主総会の決議において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 32 条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 33 条 (常勤監査役)</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 34 条 (監査役会の招集通知)</u> 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 35 条 (監査役会の決議の方法)</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 36 条 (監査役会規程)</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 37 条 (監査役の報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 38 条 (監査役の責任免除)</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし</p>	<p>(削除)</p>

<p>て免除することができる。</p> <p>2 当社は監査役との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 31 条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 (常勤の監査等委員)</p> <p>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 (監査等委員会の決議方法)</p> <p>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>第 41 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 37 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算</p> <p>第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 13 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 13 期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法</p>

	<p>第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
--	---

以上